

## 令和7年分の確定申告相談会について（完全予約制のお知らせ）

草津町で受付する令和7年分の所得税確定申告並びに令和8年度町県民税の申告については、  
昨年と同様事前予約制となります。当日受付は行いませんのでご注意ください。  
※例年3月に入ると混み合いますので、余裕をもって2月中の相談をお勧めします。

### ○申告相談の事前予約について

令和8年1月6日（火）からネットにて先行予約を開始します。

<https://logoform.jp/f/sk3Ao>

令和8年1月19日（月）から電話にて受付開始します。

※受付時間は、8時30分～17時15分（土日祝日を除く。）



### ○申告相談期間

令和8年2月16日（月）～3月16日（月）※土日祝日を除く。

(午前の部) 9時00分～11時30分

(午後の部) 13時00分～16時00分

※1人あたり30分程度を目安に上記の時間内で調整させていただきます。

### ○申告相談会場

草津町役場 4階 大会議室

### ○事前予約から申告受付までの流れ

1. 草津町役場税務課（0279-88-7186）へ電話をしてください。
2. 予約希望日や申告の概要を伺います。（所得の種類など）
3. 空き状況を確認し、予約を確定します。※相談を担当する職員の指定はできません。
4. 事前予約をした日程で、予約時間の10分前までに申告会場へお越しください。（申告会場での混雑を避けるため、予約時間の10分以上前に来場されても申告会場内には入れませんのでご注意ください。）

### ○事前に作成が必要な書類

- ・事業・不動産所得がある人→収支内訳書（または同等の帳簿）
- ・医療費控除を受ける人→医療費控除の明細書

**※税務課窓口での医療費控除の明細書等の配布は1月末頃になります。**

※確定申告関係の書類については、国税庁ホームページに掲載されていますので、事前に取得の上、当日までに作成をしてください。（税務課窓口でも1月末以降にお渡しできます。）

**上記書類が作成されていない場合には、受付できませんのでご注意ください。**

#### ○受付できる申告

- ・年末調整を受けていない方
- ・年末調整漏れの控除がある方
- ・公的年金収入のみの方で、所得控除を受けたい方
- ・営業、農業など事業所得※のある方（青色申告を除く）
- ・地代や家賃収入の不動産所得がある方（青色申告を除く）
- ・年末調整済みの給与以外の所得が20万円を超える方。（住民税申告は20万円以下も必要です）
- ・2か所以上から給与を受けており、主な給与以外の給与収入が、20万円を超える方。

※事業所得として、他の所得と損益通算をする為には事業と認められるかどうかを個別に判断することになります。基準の目安として年間売上が300万円を超える恒常的な収入があり、帳簿書類の記帳の有無が一つの目安になります。

#### ○受付できない申告（中之条税務署の確定申告会場で申告してください。）

- ・贈与税・相続税・準確定申告・消費税
- ・土地、家屋、株式等などの譲渡所得の申告
- ・初年度の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の申告
- ・青色申告、損失申告
- ・令和6年分以前の申告（修正申告・更正の請求を含む）
- ・その他特殊な申告

※申告内容によっては、電話予約の際に中之条税務署での申告をご案内することがあります。

#### ○その他

- ・スマートフォンやパソコンを使ってご自宅でも確定申告ができますので、できる限りご活用いただきますようお願ひいたします。（申告方法等については、国税庁のホームページをご確認ください。）

お問い合わせ先 草津町役場 税務課 TEL：0279-88-7186（直通）

## 確定申告（住民税申告）の要否について

### ○公的年金受給者の確定申告（住民税申告）

公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下※で、公的年金等に係る雑所得以外の所得が 20 万円以下の場合には、**所得税の確定申告は必要ありません。（確定申告不要制度）**

※その公的年金等の全てが源泉徴収の対象となる場合に限ります。

◇上記の場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告を提出することができます。

◆確定申告をされない方の場合、「公的年金等の源泉徴収票」の内容をもとに住民税を算定することになります。各種控除の追加や訂正がある場合には、住民税申告書の提出が必要です。

### ○給与所得者の確定申告（住民税申告）

給与所得がある多くの方は、年末調整により所得税が精算されるため、確定申告は不要（住民税申告も不要）です。ただし、給与所得者の方でも、確定申告をしなければならない場合や確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

なお、所得税の確定申告を提出した方は、住民税申告書の提出は不要です。

#### ◆確定申告が必要な方

- ・給与収入が 2,000 万円を超える方
- ・給与を 1 力所から受けていて、かつ、その他の所得の合計額が 20 万円を超える方（20 万円以下の場合には住民税の申告が必要です。）
- ・給与を 2 力所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額の合計額が 20 万円を超える方（20 万円以下の場合には住民税の申告が必要です。）

なお、給与収入の合計額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄付金控除及び基礎控除を除く）を差し引いた残りの金額が 150 万円以下で、さらに各種の所得金額の合計額が 20 万円以下の方は、確定申告は不要です。（住民税の申告が必要です。）

#### ◆確定申告で所得税が還付される方

- ・医療費控除の適用を受ける方。
- ・（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける方。
- ・年の中途で退職した後就職しなかった（年末調整を受けなかった）方など。

より詳しい内容については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。